

令和 7 年 7 月 22 日

景観政策検討委員会
委員長 様

京都市長 松井 孝治

諮 問 書

本市では、平成 19 年 9 月から「新景観政策」を実施し、建物の高さ規制やデザイン規制、屋外広告物の規制等を全市的に見直すことで、50 年後、100 年後も京都が京都であり続けるための景観づくりを進めております。この間、政策の推進においては、「社会経済情勢の変化を勘案しつつ絶えず進化する政策」という当初の理念に基づき、随時進化を続けながら、基本方針のとおり「豊かな歴史的資産を保全・再生しつつ、時代に応じて新たな価値を創造することにより、新旧が融合した多様性と重層性を備えた京都固有の景観を形成する」ことを目指してきました。

そのような中、本政策は令和 9 年に、実施後 20 年の節目を迎えることになります。

現在、人口減少社会への突入や少子高齢化、科学技術の進化による産業形態の変化、包摂性やレジリエンスなど社会に対する新たな視点の獲得、都市の持続性向上や脱炭素化の促進など、社会は正に大きな変化の最中にあります。一方、景観地区や建造物修景地区における景観関係の手続きは、平成 19 年から累計 6 万件を超え、町並みも一定の変化を生じている状況です。

これらの状況を踏まえ、これまで取り組んできた自然・歴史的景観や町並み景観の保全に併せて、時代の変化や市民ニーズの変化に対応した景観政策とし、地域の活力を向上させる景観づくりに取り組むため、次の事項について諮問いたします。

1 京都の景観に関する現況の検証及び政策進化の方向性

政策の進化を検討するにあたり、京都の景観の現況を把握したうえで、今後の方向性を見出していく必要があると考えております。ついては、社会経済情勢を踏まえつつ、多角的視座のもと現況について検証を行い、政策進化の方向性について検討をお願いいたします。

2 進化の方向性に基づく施策のあり方

導き出された政策進化の方向性に基づき、それらの理念を実現する具体的手法や、施策のあり方について検討をお願いいたします。